

## 第2次 松戸市役所 地球温暖化防止実行計画 実績報告

### (1) 第2次松戸市役所地球温暖化防止実行計画の概要

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)」第20条の3(地方公共団体実行計画等)に基づく計画で、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間とし、平成23年度に策定したものである。

### (2) 計画の目的

本計画は、本市の事務及び事業にかかる温室効果ガスの発生を抑制することを目的とする。

### (3) 施設からの報告項目

項目	報告内容
電気関係	電力使用量
燃料関係	都市ガス、プロパンガス、灯油、重油、ガソリン、軽油の各使用量
自動車燃料	ガソリン、軽油、天然ガスの各使用量
自動車走行距離	燃料別・車種別走行距離
自動車エアコン	HFC封入自動車数
笑気ガス関係	笑気ガス使用量
ごみ関係	燃やせるごみ、プラスチックごみの各焼却量
下水・し尿関係	下水処理量、し尿・浄化槽汚泥処理量

※ 本報告書で使用したデータは、太線で囲んだ部分。

※ 項目は、環境省の「地球温暖化防止実行計画策定マニュアル」に、温室効果ガス排出の原因として指定されているもの。

※ HFC(Hydro Fluoro Carbon): ハイドロフルオロカーボンは、オゾン層を破壊するフロン<sup>1</sup>の代わりに使用されるようになったもの。オゾン層は破壊しないが、二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があり、地球温暖化への影響は大きい。

### (4) 対象となる事務及び事業

本計画における対象は「地方公共団体の事務及び事業」であり、その範囲は、地方自治法に定められた行政事務全てが対象になる。

外部へ委託して実施する事務及び事業については除き、温室効果ガス排出抑制の措置が可能なものについては、受託者等に排出抑制に必要な措置を講

ずるよう要請することとする。

#### (5) 計画の目標及び実績値

年 度	温室効果ガス排出量	
	目標値	実績値
平成 20 年度（基準年度）	27,620 t	-
平成 23 年度	26,477 t	25,682 t
平成 24 年度	25,924 t	26,164 t
平成 25 年度	25,557 t	35,765 t
平成 26 年度	25,189 t	33,884 t
平成 27 年度	24,822 t	32,578 t

※数値は二酸化炭素換算量

#### (6) まとめ

表は基準年の平成 20 年度及び平成 23 年度から平成 27 年度までの温室効果ガス排出量を記載している。

第 2 次松戸市役所地球温暖化防止実行計画における平成 27 年度の削減目標値 24,822 t に対して、排出量は、32,578 t となり目標を達成することはできなかった。これは、東日本大震災による原発の停止に伴い、電源構成が大きく変わったのに伴い、排出係数も変わったことも関係していると考えられることができる。

今後、温室効果ガスを削減していくうえで、業務の性質上、削減が困難な部分もあるが、市役所も一事業者として温室効果ガスを削減していかなければいけない。そのためには、職員一人一人が自身の行動を見つめ直し、取り組んでいく必要がある。

また、取り組みの成果を公表することで、市内の他事業者への啓発につなげ、温室効果ガス削減の取り組みを誘導していきたいと考えている。